令和6年度 モニタリングシート

NO 59

施設名称	浜田市浜田郷土資料館
指定管理者	名 称 浜田市文化協会 代表者 会長 田中耕太郎 住 所 浜田市黒川町3746番地3
指定期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日
設置条例	浜田市浜田郷土資料館条例
設置目的	郷土の歴史、民俗、考古等に関する資料を収集し、保存し、及び展示し、市民の文化向上に資する。
公共施設再配置	意実施計画の方針 統廃合
担当部署 (問合せ先)	部署名教育部 文化振興課電話番号(0855)25-9731E-mailbunka@city.hamada.lg.jp

総合評価	総合コメント
٨	【運営状況】 運営全般は継続して適正に行われています。利用者は減少しましたが、企画展示を前年度より1回増やすなど、浜田に関わる歴史・文化の情報発信が図られています。
A	【業務履行状況】 事故や苦情もなく適正に運営されています。 施設整備(修繕等)についても市と連絡、連携を行いながら実施 し、管理を行っています。

評価	評価基準				
S+	特に優れている				
S	優れている				
А	概ね適正である				
В	努力が必要である				
С	改善が必要である				

NO 59

令和6年度 モニタリングレポート(浜田市浜田郷土資料館)

14 11	THE TAX TO SELECT TO A SECURITION OF THE TAX TO SECURITION OF THE TAX T												
1	基本的な考え方												
	① 目的達成、公	平性、効果等											
	評価	評価理由											
	A	資料館友の会会員など	条例、規則、協定書に基づき適正に管理運営が行われています。 資料館友の会会員など市民からの支援協力も受けており、施設の設 置目的に沿って公平、効果的に業務が行われています。										
2	業務内容												
	① 事業への具体	は的な取り組み方につい	て										
	業務履行状況チェ	ェック	項目数:25	適正:25	適正率:100.0%	要努力等:0							
	② 施設の運営体	は制や組織について											
	業務履行状況チェ	ェック	項目数:9	適正:9	適正率:100.0%	要努力等:0							
	③ 適切な事務や	経理について											
	業務履行状況チェ	ェック	項目数:18	適正:18	適正率:100.0%	要努力等:0							
	④ 安全管理、情	報管理、緊急時等の対	対応について										
	業務履行状況チェ	ェック	項目数:13	適正:13	適正率:100.0%	要努力等:0							
	⑤ その他業務内	容について											
	業務履行状況チェ	ェック	_	_	_	-							
	評価		評価	理由									
	施設運営、管理は協定書に基づき適切に行われています。浜田 A 歴史を概観する常設展示と、時節に応じて設定したテーマに基づ 企画展示を館内資料を中心に適切に実施しています。												
3	事業収支												
	① 収入確保や終	圣費節減の取り組み、収	支のバラン	スについて									
	評価		評価	理由									
	А	収支のバランスは取る れています。	れており、継	続して安定	したサービス	くを提供さ							

(収支実績-概要から転記)

	前年実績	計画	実績	対前年比較	対計画比較
収支差引	128,171円	0円	286,019円	223.2%	-

[※]前年実績(計画)が「0」または「△(マイナス)」の場合、対前年(計画)比較を「-」としています。

令和6年度施設概要調書

1 施設概要

施設名	浜田市浜田郷土資料館 施設NO										
所在地	浜田市黒川町3	兵田市黒川町3746番地3									
開設年月	昭和59年7月(昭和35年5月]築)								
設置条例	浜田市浜田郷土	資料館条例									
設置目的	郷土の歴史、民る。	郷土の歴史、民俗、考古等に関する資料を収集し、保存し、及び展示し、市民の文化向上に資す る。									
	敷地面積	1,040).61m²	延床面積	478.	00m²					
施設概要	施設内容	鉄筋コンクリート一部2階建 展示室、事務室、研修室、便所等施設内容 鉄筋コンクリート1階建 特別収蔵庫(前室含む) プレハブ倉庫 文化財の倉庫									
	事業内容	②資料の調査	①資料の収集、保存及び展示に関すること ②資料の調査、研究及び教育普及活動に関すること ③その他必要な事項に関すること								
公共施設再配置	貴実施計画の方針	<u> </u>			統廃合						

2 指定管理者

団体名称	浜田市文化協会	浜田市文化協会							
団体代表者	会長 田中耕太	会長 田中耕太郎							
団体住所	浜田市黒川町3	年田市黒川町3746番地3							
指定期間	令和4年4	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日 3年							
選定方法	指名	iii	平価制度の導力	λ		_			

3 運営状況

項目	R4実績	R5実績	R6計画	R6実績		
次口	114大順	ハン大順		110大傾	前年度対比	計画対比
開館日数(日)	263	270	240	240	88.9%	100.0%
開館時間(時間)	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00	-	-
事業開催(回)	3	3	4	4	133.3%	100.0%

4 利用実績

	項目	R4実績	R5実績	R6計画	R6実績		
以 日		11年大順	NJ大順			前年度対比	計画対比
の^	利用者数(人)	1221	1528	1400	1289	84.4%	92.1%
	個人利用者数	901	1339	1200	1121	83.7%	93.4%
	団体利用者数	320	189	200	168	88.9%	84.0%

5 事業収支

収入

	項目	R4実績 R5実績 R6計画 R6実績 R					
		114大順	ハン大順		110大順	前年度対比	計画対比
指定	E管理料	10,900,000円	10,900,000円	10,900,000円	10,900,000円	100.0%	100.0%
	指定管理料	10,900,000円	10,900,000円	10,900,000円	10,900,000円	100.0%	100.0%
	光熱費高騰対策分	-	0円	1	0円	-	-
₹0)他収入(雑入)	74,439円	55,894円	52,000円	97,749円	174.9%	188.0%
	収入計(A)	10,974,439円	10,955,894円	10,952,000円	10,997,749円	100.4%	100.4%

支出

項目		R4実績	R5実績	R6計画	R6実績		
	坝口	N4 大 傾	Nン大領		NO大順	前年度対比	計画対比
【人作	牛費】	7,211,197円	7,392,236円	7,381,000円	7,369,986円	99.7%	99.9%
	報酬·賃金	5,576,400円	5,576,400円	5,577,000円	5,576,400円	100.0%	100.0%
	職員手当	1,087,654円	1,232,214円	1,233,000円	1,232,214円	100.0%	99.9%
	共済費	547,143円	583,622円	571,000円	561,372円	96.2%	98.3%
【管理	理費】	3,618,733円	3,435,487円	3,571,000円	3,341,744円	97.3%	93.6%
	報償費	35,411円	1,000円	43,000円	3,586円	358.6%	8.3%
	旅費	11,600円	14,240円	14,000円	18,420円	129.4%	131.6%
	需用費	1,598,840円	1,362,599円	1,716,000円	1,480,561円	108.7%	86.3%
	使用料及び賃借料	93,246円	153,900円	142,000円	191,531円	124.5%	134.9%
	役務費	147,927円	139,555円	174,000円	139,163円	99.7%	80.0%
	委託料	837,846円	920,224円	738,000円	758,483円	82.4%	102.8%
	負担金	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	100.0%	100.0%
	備品購入費	460,362円	385,266円	290,000円	300,645円	78.0%	103.7%
	公課費	1,200円	1,000円	1,000円	800円	80.0%	80.0%
	事業費	429,301円	454,703円	450,000円	445,555円	98.0%	99.0%
	支出計(B)	10,829,930円	10,827,723円	10,952,000円	10,711,730円	98.9%	97.8%

1							
	収支差引(A-B)	144,509円	128.171円	0円	286,019円	223.2%	-
	ハヘエゴバ	1 1 1,00013	120,17113	د ای	200,01713	223.270	

余剰金等の精算ルール(協定事項)

余剰金が生じた場合は、事業年度終了後に指定の納付書により返還するものとする。